APEC 合意の意義と「総合的アプローチ」による環境物品の特定化に関する考察

日　野　道　啓*

Ⅰ. はじめに

本稿の目的は，APEC 合意の意義の検討を通じて自由化対象を定める「環境物品リスト」案作りの残された課題を指摘し，理論的考察に基礎付けられた特定化（identification）に関する見解を提示することである。

環境物品リストとは，環境物品として扱うべき対象を特定化するものである。本来，「財（物品）」とは抽象度の高い集合であり，実務レベルでは，より具体的な基準が必要になる。一般的には，国際統一基準であるHS6桁分類を用いて，財は「品目」に整理・区分される。この品目は，特定の「製品」を示すものであるが，さらに，各国の特有基準（HS7桁分類～）を利用してより細かい分類としての「製品」に整理・区分される場合もある。環境物品リスト作りは，主としてHS6桁分類で対象を特定化するものである。

リスト作りは1990年代後半から開始され，近年では WTO で議論されてきた。しかし，各国の見解は錯綜し，10年を超える交渉を経ても，主たる成果はあがっていない[1]。しかし，そのリスト作りも2012年に転換点を迎えた。周知の通り，2012年 9 月に，APEC において，環境物品リスト（以後，「A2リスト」と呼ぶ）[2] が合意されたのである。この合意は，環境物品貿易の重要性を再認識させ，かつ交渉推進のきっかけ[3]を提供するものであり，その意義は高く評価される。なお，本稿における APEC 合意とは，「A2リスト」および「ホノルル宣言附属文書C」の内容をさす。

ただし，「A2リスト」の完成をもって，環境物品リスト作りの完了と見なすことはできない。むしろ，その一通過点に過ぎない。なぜなら，第 1 に，APEC 合意は，周知の通り，法的拘束力をもたない。「A2リスト」は，「A1リスト（クアンタンリスト）」が WTO で交渉材料となったように，

---

* 鹿児島大学法文学部経済情報学科，hino@leh.kagoshima-u.ac.jp
本稿は，第19回金融・理論研究会で報告した論文「APEC 合意の意義と環境物品の特定化に関する試論」を加筆・修正したものである。宇土至心先生（北海学園大学），西洋先生（阪南大学）をはじめとする研究会参加者からいただいた貴重なコメントに感謝する。なお，あり得べき誤りの責任は筆者に帰属する。

1 環境物品リスト作りの主要な論点およびその変遷については，日野［2011］を参照。

2 Vossenaar［2013］は，このリストを「多くの国々が関与して合意された，最初の環境物品の自由化リストである」（p.viii）と述べるが，厳密にいえば，この見解は不正確である。なぜなら，1997年から進められた APEC の早期自主的分野別自由化（EVSL）協議の結果，自由化候補をノミネートした「クアンタンリスト」が作成されていたためである。このリストは，後に「APECリスト」と呼ばれた。本稿では，「A2リスト」と区別するために，「A1リスト」と呼ぶ。ただし，EVSL は後に頓挫してしまい，結果として，「A1リスト」は自由化候補を純粋に特定化しただけのものになってしまった。

3 2014年 7 月，14カ国・地域の WTO 加盟国（米国および EU，中国，日本を含む）によって，環境物品交渉が開始された。

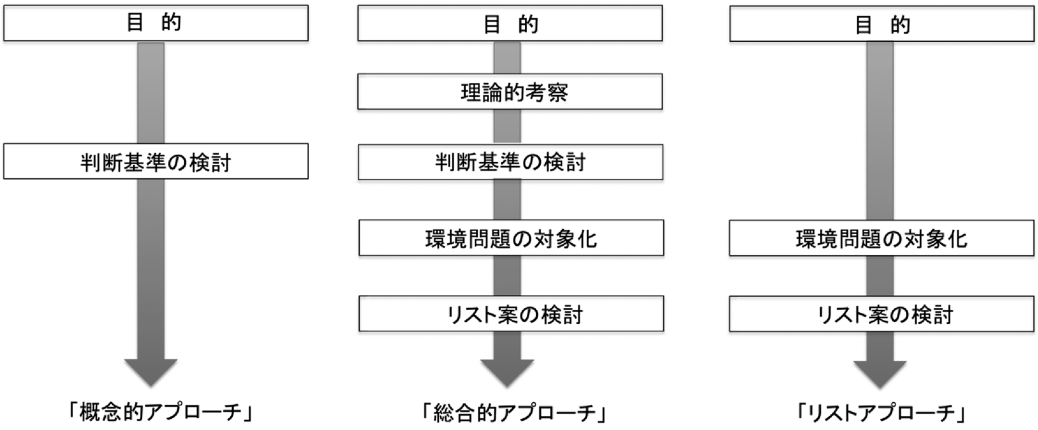

（出所）筆者作成

図１ 「総合的アプローチ」の特徴

WTO や RTA（地域貿易協定）等で利用されるものにすぎない。第２に，「A2リスト」は，長らく論争があった多く争点を解決していない。

環境物品リスト作成に関する研究は，主として2000年代前半に行われていた。代表的な成果は，Chaytor［2002］，Araya［2003］，Carpemtier et al.［2005］である。これらの研究の骨子は，自由化目的を実現するための分類・定義に関する抽象的な検討・提案である。なお，理論的な考察は限られていた。しかし，交渉が十分に進展しておらず，検討材料が限定されていた当時にあっては十分な成果といえる。その後の交渉では，このような抽象的なアプローチは，「概念的アプローチ」と呼ばれ，合意形成の困難さから注目されていない。その一方で，抽象論にはふれず，具体的な品目を提案することで交渉を進める「リストアプローチ」が注目されている。しかし，リスト案が数多く提案されるにつれて，リスト案作成（あるいは改訂）のための判断基準作りも極めて重要な作業であるとの指摘がなされている。たとえば，Xinqiang［2012］はリスト案作成の前にフレームワークを定義する必要があると述べ，Tao at al.［2010］は環境物品（および環境サービス）の判断基準のための定義・分類に関する検討を行っている。また日野［2008］もリスト更新を円滑化するために，判断基準が必要であると述べている[4]。

さて，本稿では，上記のアプローチと異なるアプローチを利用して検討を行う。従来のアプローチとの関係を明確化すれば，本稿のアプローチは，「概念的アプローチ」と「リストアプローチ」を総合した「総合的アプローチ」と位置づけられる。先行研究では十分に検討されていなかった理論的考察を踏まえて，「リストアプローチ」と異なる判断基準を示し，かつ「概念的アプローチ」と異なり具体的なリスト案を示す（図１を参照）。このアプローチの意義は，第１に，既存の分類

[4] そもそも，環境物品という集合は，環境問題が時間および技術変化とともに変遷するため，不断の見直しが必要になる。また，現状のリスト作りの困難さを考慮すれば，リスト改訂の手続きも煩雑なものになることが予想される。

の基礎付けを提供できる点であり，第２に，既存の議論の不足点を明確化できる点である。なお，本稿で提示する具体的な品目案は，もしかすると新規性に乏しいかもしれない。しかし，本稿の関心事は，新規のリスト案の提示にあるわけでなく，従来の議論では指摘されていなかった貿易効果とそれにもとづく判断基準の提示にある。なお，本稿では，論点の拡散を防ぐために，自由化方法に関する考察は省略する。

本稿の構成は次の通りである。第Ⅱ節では，APEC 合意の内容を分析し，その意義と残された課題を指摘する。第Ⅲ節では，環境物品貿易の期待される効果を明確化し，特定化に関する判断基準を導出する。第Ⅳ節では，前節で示した基準にもとづき，リスト案作成のための見解を提示する。そして，第Ⅴ節では，本稿の結論および今後の課題を述べ，むすびとする。

Ⅱ．APEC 合意の意義と課題

１．APEC 合意の意義

「A2リスト」を作成した APEC 合意の意義は，次の３点に要約できる。

第１に，環境物品貿易の重要性および有用性を示し，交渉推進のきっかけを提供した点である。事実，合意が発表されて以降，多くのマスコミが環境物品貿易について取り上げ，関連する論文およびレポートが発表されている[5]。世間の関心の高まりは自由化の意義を広く知らしめ，学術成果の充実は自由化推進のための知見を蓄積するものになろう。くわえて，2014年７月，APEC 合意の実現に向けた複数国間協定の策定を目指して，環境物品交渉が開始された。

第２に，環境物品貿易を広い文脈に位置づけ，その意義を複数の国々で認識・共有できた点である。APEC での協議は，当初，WTO 交渉の補完を目的としていた。しかし，2008年に採用された EGS プログラムで，「APEC 域内の EGS セクターの発展の支持」と「分断されていた EGS に関連するプロジェクトの結合」が提案され，以下のような包括的取組みとしての性格をより明確化した。

具体的には次の４点である。①として，APEC では，環境サービスを含めて議論がなされている。WTO 交渉では，当初，環境物品を GATT，環境サービスを GATS の対象としてそれぞれ定め，両者を明確に区分していた。②として，自由化目的の扱いについてである。WTO 交渉では，自由貿易の実現と関連付けられていた。しかし，APEC 合意では，貿易は「目的」ではなく「手段」と認識され，「目的」は「クリーンな持続的発展（clean and sustainable development）」とされた。もちろん，このような展開は，APEC の役割が「自由化推進に関連するあらゆる分野での経済協力を推進すること」（岡本［2001］p.25）である点を反映している。③として，貿易に留まらず，投資という手段の役割に焦点をあてた点である。このような考え方の背景には，上述した APEC の役割以外にも，投資の円滑化は貿易拡大につながるという認識がある[6]。たとえば，日本およびオーストリアは，関税および非関税障壁にくわえて，投資に関する規制も貿易拡大の阻害要因として指摘

[5] たとえば，国内だけも，松村［2013］や吾郷［2013］等の成果がある。
[6] 環境に優しい貿易と投資の関連性については，日野［2008］や Neumayer［2001］によって指摘されていた。

している（Australia and Japan Proposed Activities on Environmental Goods, 2009）。しかし，WTO交渉では，投資に関する議論は俎上に載ぼっていない。さらに，④として，③と関連するが，WTO交渉を包括した体系的な議論である点である。図２にあるように，APEC では，アジア域内に環境物品に関する生産連鎖がすでに出来上がっているという認識の下，EGS （Environmental Goods and Services：環境物品およびサービス）セクターを，「R＆D」，「供給（Supply）」，「貿易（Trade）」，「需要（Demand）」の４つの局面から総合的に把握している。したがって，「貿易」の局面だけに焦点をあてていない。貿易拡大はあくまで，EGS セクターの発展とともに実現するとの理解がある。さらに，発展促進の支援策として，技術移転・トレーニングプログラム，公的教育等の措置も用意されている。これらは，当然ながら，加盟エコノミーへのキャパシティビルディングでもある。WTO 交渉では，「共通だが差異のある責任」を論拠として，キャパシティビルディンや技術移転に関する提案がなされていたが，活発な議論までには至っていなかった[7]。

第３として，既述の通り，「A2リスト」を作成したことである。54品目で構成されるリストであり，改めて言うまでもなく非常に重要な成果である。すべての品目の実行関税率は，2015年末までに５％以下に削減することも合意された。

２.「Ａ２リスト」の検討

（1）従来の提案内容の整理

従来までのリスト作成方法（アプローチ）および対象の特定化に関する論点を整理することは，「A2リスト」の内容を検討する際に，有益な視座を提供してくれる。検討の前準備として，確認しておきたい。

提案された内容は，次の４つである。第１は，概念的アプローチ（あるいは「トップダウンアプローチ」）である。これは，環境物品の評価基準を定め，それにもとづいて環境物品を特定化する方法である。しかし，このアプローチは，確たる成果を出す事なく行き詰まってしまった。その原

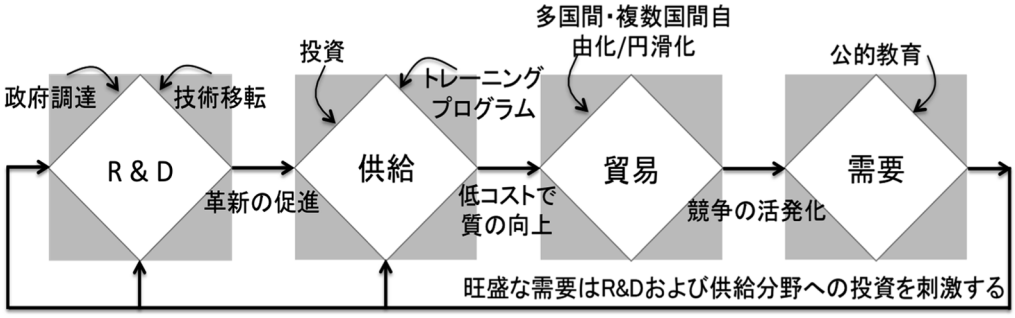

（出所）Singapore, Proposal for Initiating an Environmental Goods and Services Work Programme Framework, 2009.

図２　EGSフレームワークに関する成功のサークル

[7] 日野［2013］は，途上国によって提案された，非関税障壁への対応策である技術移転政策に注目して，その合理性と妥当性について検討している。

因は，各国の環境意識の統一の困難性[8]にある。統一された判断基準の設定・合意はできなかった。

第２のアプローチは，リストアプローチ（いわゆる，「ボトムアップアプローチ」）である。これは，各国が具体的な品目リストを作り，それを交渉材料にして環境物品を特定化する方法である。後述の通り，もっとも多くの提案があるアプローチであり，主として先進国が採用している方法である。

第３のアプローチは，計画アプローチ（「プロジェクトアプローチ」）である。これは，上記のリストアプローチへの代替案として，途上国が提案した方法である。リストアプローチのようにone-size-fit-allではなく，各加盟国が独自で企画した環境計画で使用するために必要な品目を必要な期間だけ自由化するという方法である[9]。

以上の特定化方法をめぐっては，先進国グループと途上国グループの対立が激しく，交渉停滞の一因となっている。近年，このような対立を解消すべく，第４のアプローチが，複数の先進国と途上国の共同で提案されている。それは，①「ハイブリットアプローチ（hybrid approach）」と②「コンバインアプローチ（combined approach）」である。ハイブリットアプローチの提案国は，オーストラリア，コロンビア，香港，ノルウェー，シンガポールの５カ国である。1)コアリスト，2)補完リスト[10]，3)リクエストオファー，4)環境計画の４つのリストを作って，自由化を目指す。一方，コンバインアプローチの提案国は，メキシコ，チリ，SVEs（Small, Vulnerable Economies:貿易の取引量が少ない国々）である。先進国と途上国は「the reference universe」と呼ばれる，WTO交渉で提案されたリスト案から品目を自ら選ぶというものである。ただし，先進国の最小のタリフライン数が途上国の最小のタリフライン数を超えなければならないという条件が課されている。

第４のアプローチは，主要国の主張および意図を最大限に考慮したものである。しかし，WTO交渉をリードする米国，EU，インドおよびブラジルといった国々は直接関与しておらず，対立を解消するに至っていない[11]。

（2）リスト案について

10年を超える交渉のなかで，400を超える品目が，リストアプローチによって提案されている。

WTO加盟国が提案したリスト案として，①カタールリスト，②日本リスト[12]，③台湾リスト，④EC（EU）リスト，⑤韓国リスト，⑥ニュージーランドリスト，⑦カナダリスト，⑧米国リスト，

---

[8] 日野［2004］では，チリの「日本リスト」に対する批判（TN/MA/W/17）から，環境意識の統一の困難性を指摘していた（p.161）。

[9] 細部は異なるものの，その基本的性格を同一とするアプローチとして，アルゼンチンの「統合アプローチ」やブラジルが提案した「リクエストオファー」等がある（日野［2011］）。

[10] コアリストと補完リストについては，日野［2004］を参照。

[11] 中国やインドをはじめとした途上国グループは，one-size-fit-allによる自由化に反対し，技術移転の重要性を主張している（TN/TE/W/79）。

[12] TN/MA/W/15，TN/TE/W/17で提案された，いわゆる「日本リスト」にくわえて，「省エネ機器」を対象にした提案（TN/TE/W/75，TN/TE/W/75Add.1，TN/TE/W/75/Add.2）もある。

⑨スイスリスト，⑩米国とEUが共同提案した「気候変動に優しい物品およびサービスリスト（climate-friendly goods and services）」，⑪環境フレンズが提案した「フレンズリスト」，⑫サウジアラビアリスト，⑬フィリピンリストがある。

また，WTO 交渉の枠外で作成・提案されたリスト案として，①OECD リスト，②「A1リスト」，③World Bank リスト，④ESCAP リスト，そして⑤「A2リスト」がある[13]。

OECDリストおよび「A1リスト」は，交渉初期に発表された多くのリスト案の基礎になっている。World Bank リストは，フレンズリストのうち，気候変動緩和に関連する品目だけを摘出して作成されたものである。同案は，米国と EU によって「気候変動に優しい物品およびサービスリスト」として提案された。ESCAP リストは，「気候変動対応物品および技術（climate-smart goods and technology：CSGT）」を対象としたものである。環境に優しい物品にくわえて，①環境に負の影響をもたないもの，②環境問題の解決に役立つもので構成される（Ratnayaka et al. [2011]）。

このように数多くの提案がなされているが，リスト案に関する問題点のほとんどは解消されていない。問題点の第１は，定義/判断基準の作成の回避である。第２は，マルチユース問題への対応である。第３に，HS6桁以下の扱いである。第4に，途上国の経済的利益の確保への対応である。マルチユース問題を排除するには，用途を限定化する，あるいはより細かい特定化方法が必要になる。しかし，HS6桁以下については国際基準がないため，ex-out によって個別に対応しているのが実情である。また，「途上国の輸出関心産品をノミネートすべき」という主張は途上国によって繰り返えされているものの，先進国が作成するリスト案には十分に反映されていない[14]。

さて，定義/判断基準の問題が取り扱われないなかで，品目のノミネートの根拠は，次の２つの方法で担保されてきた。第１に，環境問題群への接近である。具体的には，環境効果の相違に根ざしたカテゴリー（およびサブカテゴリー）の設定である。OECD リストでは，大区分として「カテゴリー」を設け，さらに小区分として「サブカテゴリー」を設けている。同様のカテゴリー（あるいはサブカテゴリー）は，「A1リスト」をはじめとした多くのリスト案で採用されている。第２に，個別具体的な環境問題への接近である。具体的には，「気候変動問題への対応」を念頭に置いたものである。World Bank リストがこの方法を採用して以降，多くのリスト案で採用されている。

(3)「A2リスト」について

まず，品目の判断基準については，米国による，マレーシア・メキシコ・チリ・ベトナムとの共

---

[13] それ以外では，いわゆるICSDTリストがある（中身について，Jha and Vossenaar [2010]，Wind [2008] を参照）。作成主体は，ICTSD，オランダ，インドと中国である。対象は，「気候適応対応技術および関連物品（climate-mitigation technologies and associated goods）」である。具体的には，①再生可能エネルギー（renewable energy），②居住用および商業用ビル（commercial and residential buildings），③輸送（transport）の3つのセクターで構成される。ただし，①HSコードが割り当てられているセクターは再生可能エネルギーのみであり，②完成財よりもむしろコンポーネントの特定化に傾斜しており，③１つのコンポーネントに複数のHSコードが割り当てられている。したがって，完成されたリストとしては，扱いづらい（LaFleur [2011]）。

[14] 多くの提案では，先進国と途上国の自由化の仕方に差を設けることで，途上国への配慮の姿勢を示している。

表１　「第２リスト」の内訳

	数	比率(%)
木材に関連する品目(HS44)	1	1.9
一般機械(HS84)	23	42.6
電気機器(HS85)	11	20.4
精密機器(HS90)	19	35.2

（出所）APEC［2012b］より作成

表２　代表的なリスト案のHSコード比較

リスト名	OECD+A1	A2	世銀	省エネ	ESCAP	フレンズ
OECD+A1	**171(72)**	38[22.2]	15[8.8]	0[0.0]	28[16.4]	93[54.4]
A2	38[70.4]	**54(6)**	11[20.4]	0[0.0]	15[27.8]	48[88.9]
世銀	15[34.9]	11[26.6]	**43(0)**	2[4.7]	41[95.3]	43[100]
省エネ	0[0.0]	0[0.0]	2[3.5]	**57(55)**	2[3.5]	2[3.5]
ESCAP	28[43.8]	15[23.4]	41[64.1]	2[3.1]	**64(1)**	58[90.6]
フレンズ	93[55.7]	48[28.7]	43[25.7]	2[1.2]	58[34.7]	**167(31)**

（注1）「OECD+A1」とはOECDリストとA1リストを合計したもの，「世銀」とはWorld Bankリスト，「省エネ」とは日本が提示した省エネ機器リストである。
（注2）太文字は各リストのHS数，［ ］は%，（ ）はオリジナルの数。
（注3）フレンズリストの「730431 to 730490」,「730630 to 730690」,「730630 to 730690」は該当するHSを個別にカウントしている。
（注4）OECD+A１はHS1996，世銀・省エネ・ESCAP・フレンズはHS2002，A2はHS2002・2007・2012をそれぞれ使用している。
（出所）日野［2008］，APEC［2012b］，World Bank［2008］，TN/TE/W/75Add.1，TN/TE/W/75/Add.2，Ratnayaka etc.［2011］，JOB（07）/54より作成

同提案の内容[15]からも理解できる通り，扱われていない。また，カテゴリー（およびサブカテゴリー）も設けられていない。品目の根拠は，各品目がもたらす個別具体的な環境便益をそれぞれに説明することで明確化している。その意味では，「環境問題群への接近」ではなく，「個別具体的な環境問題への接近」に近い。また，この説明は，用途の限定にも役立っている。しかし，その内容は，従来の「カテゴリー（およびサブカテゴリー）」を踏み越えるものではとくにない[16]。

品目は，他のリスト案と同様に，HS6桁分類およびex-outを用いて特定化している。なお，６桁以下の扱いに関する新たな工夫はない。HSは，2002，2007，2012を利用し，該当する番号が割り当てられている。表１は，品目の概要を把握するために，簡易的な方法であるが，類コードにもとづいて整理したものである。木材に関連する品目（HS44）がわずか１つあるものの，その他のほとんどは一般機械（HS84），電機機械（HS85），精密機械（HS90）から成る。したがって，途上国の輸出関心産品であるEPP（environmental preferable product，環境上望ましい産品）は１点の

[15] リスト案作成に際して，定義には触れないことが明記されている（United States, Environmental Goods Trade Policy Dialog, 2012）。
[16] 事実，Vossenaar［2013］は多少恣意的であると断りをしたうえで，従来の一般的なカテゴリー（あるいはサブカテゴリー）である，「再生可能なエネルギー」，「環境モニタリング」，「環境保護（固体・有害廃棄物，排水管理，大気汚染制御）」，「EPP」を利用して，「A2リスト」の内容を整理している。

みに留まり，また日本が主張していた「省エネ機器」も含まれていない。オーソドックな内容であるといえる[17]。

表２は，交渉初期から今日にかけての，代表的なリスト案と主要国が提案したリスト案の HS コードを，６桁レベルで比較したものである[18]。表２から明らかなように，多くのリスト案は，OECD+A1リスト[19]およびフレンズリストの内容と重複している。両リストの品目数が多いことを考えれば自然な現象であり，くわえて，リスト案作成の経緯を考えれば当然の結果といえよう。「A2リスト」に注目すると，「A2リスト」は，OECD+A1リスト，フレンズリストとの重複率が高い（前者が70.4％，後者が88.9％）。また，気候変動関連品目に特化した World Bank リストや ESCAP リストとは，ある程度の重複が確認できる。

以上より，「A2リスト」は，従来の案をコンパクト化したもの，あるいは，自由化すべきものを優先的に選別化したものと判断できよう。その意味では，「A2リスト」は，リストアプローチの到達点ともいえる。しかし，見方を変えれば，内容の新規性に乏しい。その点，日本が提案した「省エネ機器リスト」は，きわめてオリジナリティが高い。

さて，ではなぜ，このリストが合意されたのだろうか。まず，基本的な事実として，途上国の姿勢に，本質的な相違はない[20]。合意に至った理由を，WTO 交渉と対比させて考えると，①リスト候補を限定していること，②自由化は大きな枠組みの１つであり，途上国が求めていた技術移転などの措置が講じられていること，③最も重要な点であるが，既述の通り，このリストには法的拘束力がないこと，である。さらに，④関税削減目標の低さも指摘できる。

関税削減目標に関して，付言しておこう。削減目標は次の２点から低いといえる。第1に，以前の目標からの後退である。「A1リスト」の自由化目標は，2003年までに，最終関税率をゼロにするというものであった[21]。第２に，実質的な削減効果が薄い点である。Vossenaar［2013］の試算によれば，MFNベースで実行税率を0.8％（平均2.6％→平均1.8％）低下させるのみである。MFNベースによる自由化の意義は大きいものの，FTAベースで自由化が行われている今日，実質的な削減効果はさらに限られたものになる。

---

[17] 蜂蜜も複数の国々によって提案されていたが，最終的に対象外となった。（http://www.afpbb.com/article/politics/2899605/9478271. Accessed 2013.6.16）。

[18] このコード数には，ex-out で特定化された品目も含まれる。また，使用した HS コードの違いも，便宜上，考慮していない。

[19] HS6桁分類で特定化された総数は OECD リストが161，APECリストが109である。重複しているコードを排除すると，OECD リストが121になり，APECリストは105になる（Steenblik［2005］のカウントは誤りであり，本人も認めている（日野［2008］））。両リストの共通コード数は，54である（付表1を参照）。両リストの類似性は比較的高い。事実，UNCTAD［2003］の分析結果からもわかるように，両リストから読み取れるそれぞれの環境物品貿易のトレンドに著しい変化はない。初期リスト案の基礎である両リストを，本稿では一括して扱う。

[20] たとえば，中国は，自前で環境産業を育てることに固執しており，one-size fit-all に反対している（China, Development and Demand of Environmental Technology in China, 2012）。

[21] ただし，各エコノミーの実情を考慮して，「期限の延長」および「最終関税率の水準」に関する配慮がなされていた。

3. APEC 合意で残された課題

APEC 合意の内容に関する分析は以上の通りである。残された課題として，次の２点を指摘できる。第１に，APEC 合意では貿易自由化を広い文脈に位置づけ，総合的な取組みの方向性を示したが，その反面，環境物品貿易それ自体への関心は相対的に低く，またその効果に関する議論も低調であった。第２に，「A2リスト」を合意できたものの，リスト案作りのための判断基準は不問にされたままであった。

したがって，依然として，環境物品貿易に期待すべき効果を踏まえた，リスト案作成のための判断基準に関する検討は，残された課題である。

Ⅲ．環境物品貿易の自由化効果

１．目的の変遷

環境物品貿易の自由化効果そのものを検討する場合，WTO 交渉の内容は非常に有用である。その理由の第１として，APEC 協議と違って，良い意味でも悪い意味でも，貿易そのものに論点が絞られているためである。第２に，APEC よりも，多くの国々が関与した成果あるいは結果であり，国際公共財としての性格をより強くもつためである。

さて，自由化の目的は，当初，win-winの実現（貿易と環境の相互支持性の強化）とされた。しかし，交渉の進展にともない，「発展（development）」という新たな目的が追加され，win-win-win（環境，発展，貿易）へと変化していった[22]。

背景となる理論的枠組みを考えると，当初の目的は，シンプルに思考すれば，静態的分析を念頭に置いたものといえる。事実，Chaytor［2002］，Araya［2003］等の初期の研究は，この枠組みにもとづくものであった。しかし，Carpemtier et al.［2005］以降の「発展」を含めた議論になると，「発展」の定義・内容如何にもよるが，通常は静態的分析に収まりきらない論点を抱えることになる[23]。つまり，数期にわたる傾向が繰り返される過程へ注目するだけでなく，不断に変動する過程にも注目しなければいけない。実際，Jha［2008］は途上国の一部では環境物品に対する需要が現状では存在しないと述べ，くわえて，これから数多くの新製品が開発される（OECD［1996］）ことを考慮すれば，需要構造を所与として扱えない。また同様に，市場の拡大が生じている分野であるため，輸入の発展促進効果（Hirschman［1958］）も期待される。したがって，供給構造も所与として扱えない。

---

[22] 現在では，WTO のホームページにも win-win-win と明記されている。

[23] 「発展」の内容に関して，WTO においても統一された見解があるわけではない。TN/TE/20によれば，発展の便益とは，「途上国が，進行中の発展戦略の一部である，重要な環境に関する優先課題に接近するために必要な手段の入手を支援することである」（p.3）とされる。

２．環境物品貿易の自由化効果と特定化に関する仮説

(1) より一般的な議論を求めて

環境物品貿易の自由化効果に関しては，日野［2012］がすでに検討している。日野［2012］によれば，価格の低下あるいは価格差を利用した環境技術に関する知識の補充（情報の普及）を通じて，「環境技術の移転」を促進するものであり，かつ「環境技術の定着」を脆弱に促進するものである，とのことである。

しかし，日野［2012］の関心事は，小論であることもあり，環境技術と消費の関連に限定されていた。生産への効果を含めた，より一般的な議論の検討は課題として残されていた。その作業のためには，新たに２つの用語の確認が必要になる。それは，①資源と②誘発である。

(2) 資源について

まず，資源の内容について確認しておく。本稿が注目する資源とは，労働や資本といった狭義の資源だけでなく，広義の資源を含める。本稿では，資源を，最広義の資源に関する議論を援用して，「環境負荷の低減という目的に資するあらゆる要素」と定義する[24]。本稿が，とくに注目する資源は，無形資源である知識である。知識は次の２つの特徴をもつ。第１に，有形資源と対照的に，使用すればするほど増大するという性質をもつ[25]。第２に，特定の行動の結果をある程度保証するものであり，その行動を導くものである[26]。

そもそも，環境物品とは，「技術的手段であり，環境負荷の低減に資する一定の潜在的要素を具備しているもの」（日野［2012］）に過ぎず，知識を活用するための外的な因子である。「環境負荷の低減に資するあらゆる要素」に含まれるかどうかは，器具的手段に依存する。つまり，環境物品を環境物品足らしめるのは，環境物品の利用の仕方あるいは主体の行動の仕方である。これらの行動の結果，環境負荷の低減が生じた場合，環境物品という手段を介して知識が利用されたわけである。環境技術の普及のためには，環境物品の普及にくわえて知識の普及が求められる。知識の普及は環境技術の実施をよりよく保証し，また環境技術の実施は知識の形成のきっかけとなる。もちろん，知識の内容にもよるが，形成された知識の利用が，経済活動のみに限定される必然性はない。

---

[24] 資源とは，一般的に，生産要素と同義に理解される。具体的には，自然資源は土地を意味し，同様に製造資源（manufactured resource）は資本，さらに，人的資本は労働などをさす。資源は，財やサービスの生産に使用するインプットと理解できる。もちろん，生産に必要なインプットは，上記の例に限定されない。企業家精神あるいは知識も必要とされる。広義の資源に関する定義として，「人間が社会生活を維持向上させる源泉として，働きかける対象となりうる事物」（科学技術庁資源調査会［1961］p.37），「組織がその目的を達成するために依存する手段」（Helfat et al.［2007］邦訳p.6）等がある。資源とは，生産活動に限定されない活動および働きかけの対象あるいは手段であることが分かる。「人間が社会生活を維持向上させる」ために環境問題への対応策として，生産活動を含めた経済活動の量的および質的変化が求められる現代であることを考慮すれば，本稿の定義の妥当性が確認されよう。

[25] たとえば，Hirschman［1958］は「それ（＝企業者精神や管理能力）が使えば使うほど増大する資源である」（邦訳p.12。なお，括弧は筆者による）と述べていた。本稿が注目する知識という資源も同様の性質をもつ。

[26] 詳しくは，日野［2012］を参照。

(3) 誘発について

本稿における「誘発」[27] とは，知識の利用に与えられる用語であり，「自発」と対比されるものである。「誘発（的）」知識の利用とは，経済的インセンティブによって納得しうる説明が与えられるものである。一方，「自発（的）」知識の利用とは，経済的インセンティブで納得しうる説明が与えられないものである。後者の具体例は，エココンシューマーによる消費を指す。エココンシューマーは，すでに何らかの形で学習した知識を利用して環境効果を考慮し，従来品より割高であっても，環境に優しい物品を購入する。一方，前者の具体例は，環境物品貿易の自由化によって影響を受ける，さまざまな主体の行動である。それらを現象として捉えれば，「誘発」消費であり，「誘発」生産である[28]。もちろん，上述の通り，非経済活動が「誘発」される事態も想定される。しかし，議論をよりシンプルにするために，本稿では考察の対象から除外する。

「誘発」という用語は，経済的インセンティブが及ぼしうる活動の範囲とその種類の明確化に役立つ。くわえて，経済的インセンティブのみに依存することの問題点も示唆する。現状において，あるいは今後ますます想定される事態は，手段の充実に対する実行力となる知識の相対的な欠如であり，また手段の充実をもって目的の達成と捉える議論の隆盛である。

日野［2012］の議論を参考にして，「誘発」消費について考えてみたい。消費それ自体は，２重の意味で経済的インセンティブを提供する。第１に，当該財の生産に対するインセンティブの提供である。第２に，後に続く，消費へのインセンティブの提供である。「誘発」消費は，典型的には次の５つのタイプに整理できる。第１に，日野［2012］が「移転」効果に含めたものであり，価格低下（変化）に「誘発」された，財の「選択および購入」である。第２に，同じく，日野［2012］が「移転」効果に含めたものであり，財の「購入」によって「誘発」された，「使用」である。「購入」した財を「使用」しないのは非経済合理的である。第３に，日野［2012］が「履歴効果」と述べたものであり，一期前の財の「選択」および「購入」に誘発された，「選択」および「購入」の継続である。「消費を通じた学習」によって形成された知識を，利用した活動である。第４に，日野［2012］が「波及効果」と述べたものであり，環境物品の消費によって「誘発」された，「維持」，「修繕」および「廃棄」の実施およびその活動の質的な変化である。同じく，「消費を通じた学習」によって形成された知識を，利用した活動である。第５に，日野［2012］が「応用効果」と述べたものであり，環境物品の消費によって「誘発」された，新しい器具的手段の実施である。

---

[27] 「誘発」とは，Nurkse［1953］による投資の区分に由来する。Nurkse［1953］は，投資を「誘発的」投資と「自発的」投資とに分けた。前者は，市場の需要の多寡に影響を受ける投資である。具体的には今日でいうFDI が該当する。後者は，市場の需要の多寡に影響を受けない投資である。具体的には国際援助等が該当する。Hirschman［1958］は，前者が経済変数によって納得しうる説明が与えられるもの，後者が経済変数によって納得しうる説明が与えられないものと述べている。しかし，「経済変数による説明」とは，やや雑駁な表現であり，多様な内容を対象にしてしまう。したがって，本稿では意味を限定している。

[28] なお，本稿における消費の定義は，OECD［2002］の内容にもとづく。消費に関する消費者の一連の行動を，財およびサービスの「選択」・「購入」・「使用」・「維持」・「修繕」・「廃棄」の諸要素からなるとして把握する。同様に，生産も，生産に関する生産者の一連の行動と捉え，「企画」・「研究開発」・「部品調達」・「生産」・「流通」・「販売」の諸要素からなるとして把握する。

一方，「誘発」生産とは，経済的インセンティブによって納得しうる説明がつく生産である。第一義的には，(「誘発」) 消費によって生じる。「誘発」生産が生じた時，当該財をあらかじめ生産していた主体は，その財の生産を拡大する。一方，当該財の生産を行っていなかった主体も，インセンティブの程度に応じて，当該財の生産に着手する可能性がある。いずれのケースにおいても，「誘発」生産が生じると，別の財の生産に関わっていた資源は，当該財の生産に転用されることになる。生産の拡大は，より洗練された財に関する知識を，あるいはより良い生産のための知識を形成する可能性をもつ。

以上の整理で明確になるのは，①市場メカニズムは財の価格に影響を及ぼすものであり，「誘発」の有力なチャネルである点，および②「誘発」と「自発」の厳密な区別は困難な点である。

②に関して，追加の説明を加えたい。既述の通り，「誘発」は知識の利用という行動を促す。その行動の結果，ある知識が形成され，環境技術が実施されることもある。これは，「誘発」が「誘発」した結果である（上記の例でいえば，第３，４および５が該当する)。なぜなら，「誘発」された知識の利用がなければ，その過程で生じた知識の形成もなかったはずだからである。「誘発」による「誘発」であるため，「二次誘発」と呼べよう。もちろん，「誘発」による「誘発」による「誘発」といった「三次誘発」，さらには「四次誘発」，「五次誘発」・・・等もあるだろう。これらを一括して，「n 次誘発」（ただし，n は２以上の整数）と記すことにする。n の整数が増す毎に，経済的インセンティブのみで説明できない要素が関与し，そしてその要素が拡大する。その意味では，「(一次）誘発」に対して，「n 次誘発」は，知識の利用を喚起する程度がより間接的である。

ただし，「誘発」と「自発」を厳密に区別することは，本稿の関心事ではない。「誘発」された知識の利用を契機に形成された知識をきっかけとして，エココンシューマーがうまれることは望ましいことである[29]。また，日野［2012］が述べた通り，環境教育や技術支援などの非市場的手段による措置は，「誘発」をより効果的にする。

(4) 国際貿易に関する検討

本稿における国際貿易の自由化への関心事は，通常の貿易理論のそれと相違するかもしれない。通常の貿易理論は，「財の取引あるいは生産」に関する効果および原理の分析である。しかし，本稿は，「取引に携わる主体」に関する効果および原理に注目する。本稿と同様の視点は，Mill［1909］に見出せられる。Mill［1909］は，資源の最適配分効果である「直接的利益」よりも，間接的ではあるがより重要な効果（高次の利益）として「間接的利益」を指摘している。この間接的利益は，経済的利益と知的道徳的効果の２つからなる。前者は市場の拡大に関連するものであり，後者は，自分達と類似しない人々との接触による知的交流に関連するものである。Mill［1909］は，人類の発展度合いが低い状態では，知的道徳的効果の意義を過大に評価することができないと述べる。本稿が注目するのは，間接的利益の１つである知的道徳的効果である。

[29] もちろん，「自発」消費が「誘発」されることもありえる。自由化政策による価格の低下によって，当該財の「購入」の頻度が上昇するケースである。その意味でも，両者の厳密な区別は困難である。

Mill［1909］の議論では，「接触」と「取引」の関係が明確でない。当該主体が（国内では起こりえない）接触を果たし，その後取引が生じるのか，それとも，取引を通じた交流を接触と述べているのか判然としない。後者の理解の方が自然であろう。なぜなら，国際貿易が生じた結果であるからである。前者の場合は，国際貿易が生じるかどうかは分からない。しかし，本稿では，前者の関係に注目する。理由は，第１に，Mill［1909］の議論は，知的道徳的効果の発生を，戦争や冒険と関連させて論じており，非常に広く把握しているためである。国際貿易も，同様に広い視点から捉えていると考えられる。第２に，国際貿易は，市場における「接触」なしには生じ得ないからである。市場とは，そもそも，売り手と買い手が出会う場所であり，「接触」を経て売り手と買い手の欲望が一致した時，「取引」が生じる。また，この「接触」は，その売り手および買い手に限定されず，類似の財の生産主体あるいは以前まで契約関係にあった生産主体にも影響を及ぼす。これも，「接触」の効果である。そして，「接触」の効果によって，行動の変化が起きなかったとしても（「取引」が生じなかったとしても），新しいアイデアや文化が伝達され，国内では得られない刺激と欲求を当事者に喚起させる可能性がある。それらの刺激と欲求は学習効果を生み，やがて，行動の変化を起しうる。つまり，「接触」は，知識の増大のきっかけである。「誘発」は知識の利用を通じてそれ自体が知識の増大のきっかけである点を思い出させば，「接触」は，「誘発」の一部の性質のみをもつのである。もちろん，不断の変化を想定した議論であるので，「取引」と「接触」の前後関係は，あまり重要でないかもしれない。いずれにしても，「接触」がなければ「取引」は生じ得ず，「接触」それ自体が学習効果をもち得るため，本稿では，前者の関係を採用し，この「接触」の効果それ自体も国際貿易の効果として把握する。

以上の議論を整理すると，「取引に携わる主体」に注目すれば，国際貿易は，国内では起こりえない「接触」および「取引」によって，「知識の国際的な増大のきっかけ」を提供するものである。知識の増大とは，複数の主体間で生じる空間的増大である「知識の普及」と，一主体内で生じる時間的増大である「知識の形成」の双方を意味する。Mill［1909］は，知的交流の効果を道徳的利益と把握し，経済的利益とは捉えていない。しかし，上記の通り，知識の普及あるいは形成は，資源の増大に関連するものであるため，経済的利益そのものである。

(5) 自由化政策の効果

コミュニケーション理論を利用して，関税および非関税障壁の削減・撤廃を目指す自由化政策の効果を検討する。コミュニケーション理論は，価格がもつ情報としての性質を明確にし，関税および非関税障壁の作用に関する新たな知見の手がかりを提供する。「接触」および「取引」は人間の意思にもとづくものであり，価格は売り手と買い手の意思を反映し，かつそれを伝えるものである。

当該理論によると，コミュニケーションには，３つの段階の問題がある（Shannon et al.［1949］）。①として，シグナルの正確な伝達を問う，「技術的問題」である。②として，伝達したい意味を正確に伝えられたかを問う，「意味論的問題」である。③として，受信者の行動に影響を与えるかを問う，「効果の問題」である。後述の通り，価格という情報の性質上，意味論的問題を重視する必

要はない。本稿の関心は，「技術的問題」および「意味論的問題」に向けられる。

自由化政策の効果は，次の２点にまとめられる。第1は，価格へのノイズを抑制・撤廃することである。Arrow［1974］によれば，各主体は固有の情報処理能力をもち，その能力を用いて外界から受けとった情報を処理している。コミュニケーション理論の用語を用いれば，情報発信者から発せられたメッセージは，シグナルに変えられ情報伝達手段を経て，一定のノイズをともないながら，受信体に伝えられる。受信体は，自身の情報処理能力を用いて，そのシグナルを解読する。ノイズとは，情報源が意図しなかったものであり，メッセージに歪みをもたらすものである。

「接触」の際に利用されるシグナルである価格は，次の２つの特徴をもち，他の情報と一線を画す。①として，解読が極めて容易である，あるいはその処理能力獲得のためのコストが極めて低い。価格は，上記の通り，もともと人間の意思を体現している。人間の意思は多くの場合，特定の言語によって伝達されるものであり，その解読には特定の言語に対応した情報処理能力が必要となる。しかし，価格を使用すれば，主体を選ばないメッセージの伝達が可能になる。実際，価格は，言語，宗教，国籍の相違と無関係に行き渡り，社会的関係の枠を乗り越える（佐々木［2010］）。②として，劣化しないという点である。いかなる媒介を経ても，また幾人の主体を経ても，その情報は，情報源のメッセージを忠実に再現できる。

したがって，ノイズを軽減あるいは抑制できる制度的および技術的条件[30]が整えば，「接触」および「取引」は世界大で生じうる。関税および非関税障壁の削減・撤廃は，その制度的条件に該当する。このように，自由化政策は，売り手および買い手の意志の歪みを軽減・是正し，あるいは当該国の政策担当者またはロビーストのメッセージを抑制・遮断し，シグナルの送受信そのものを容易にする。結果として，売り手と買い手の「接触」を容易にする。

第２に，「取引」を成立しやすくする点である。当然ながら，関税および非関税障壁の削減・撤廃により，商品の価格は低下し，あるいは企業の販売のインセンティブは高まる。

(6) 特定化に関する仮説

以上より，環境物品貿易の自由化効果は次のようにまとめられる（図３を参照）。

自由化政策に影響を受けて生じた環境物品貿易とは，「接触」の効果による学習効果をもつと同時に，知識の補充による「誘発」消費あるいは「自発」消費の結果であり，そして，それに続く「誘発」消費および「誘発」生産のきっかけである。国際貿易は，国内では起こりえなかった「取引」を生じさせ，新しい契約関係を生み出す。その反面で，既存の契約関係を解体する。このような一連の過程のなかで，市場は，（低廉で欲求を満たす）有用な財の選別を促しかつ情報の共有化をもたらして，当該財の生産を「誘発」するのである。「誘発」が生じる限り，知識という資源は増大の契機をもつ。つまり「誘発」は，①知識の普及および形成を導き，くわえて②他の用途に向けられていた（狭義の）資源の（環境産業への）転用を促す。約言すると，環境物品貿易の自由化

[30] 技術的条件には，電話やインターネット等の通信手段を含む。

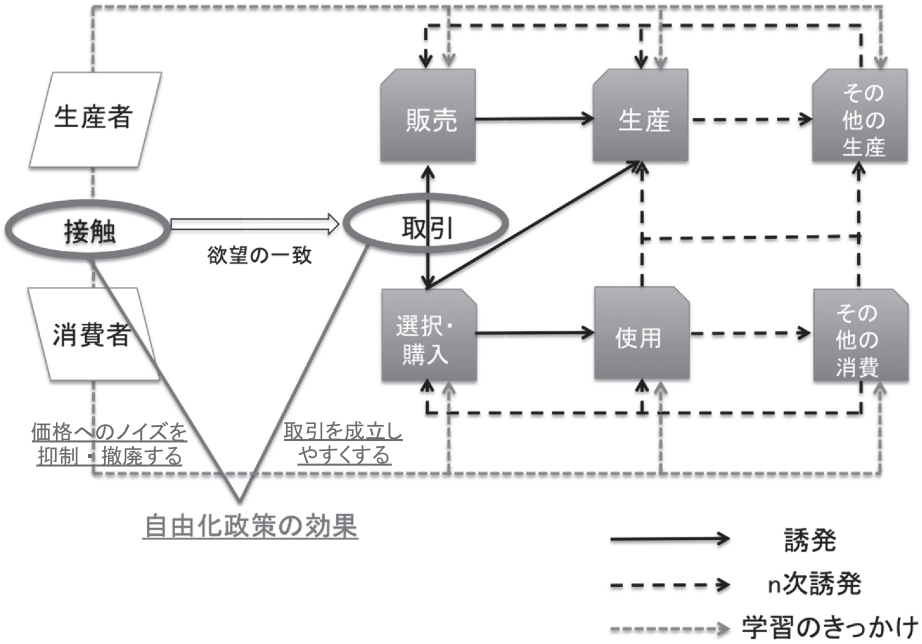

（出所）筆者作成

図３　環境物品貿易の自由化効果

政策は，「誘発」を通じて（環境保全に資する）資源を国際的に増大させるものである。

なお，本稿では，取引される商品は差別化された製品を想定している。くわえて，限界合意理性下においては，同一の製品であっても，その用途が同一であるとは限らない。したがって，普及・形成される知識も同一であるとは限らない。そうであるなら，「誘発」の程度も，製品によって異なると考えられる。

以上の考察をもとに，特定化に関する案を考えてみたい。環境物品貿易の自由化に期待される効果は「誘発」による資源の増大であるため，その作用を高める措置が求められる。具体的には，「誘発」を生じさせやすい品目の特定化であり，そして，その自由化の加速である。

Ⅳ．特定化に関する試論

「誘発」を生じさせやすい品目の特定化に関する判断基準と具体的な候補を検討する。本稿では，ある行動によって得られた知識は，①同一の種類の行動に応用しやすく，②同一の環境効果をもつ行動を「誘発」しやすいという２つの仮説にもとづき，「被害原因」が多様である環境問題への対処に資する品目を特定化すべきであると論じる。

１．「被害原因」の多様性という判断基準

「被害原因」に注目する利用は，被害原因の豊富な環境問題の方が，その問題に関連する環境物

品の種類および量が多様であると考えられるからである。多様なケースの方が，その消費あるいは生産の機会も多様であり，したがって，誘発を生じさせやすい。一方で，特殊な生産あるいは消費に由来する環境問題の場合は，多種多様な環境物品を必要としない。また，国際的な対応よりも国内的な対応の方が適切かもしれない[31]。

環境問題の「被害原因」とは，日野［2009］によって整理・分類されたものである。被害原因は，特定の普及性をもった汚染問題の原因となる経済活動であり，環境問題への取組みの実践方法を規定する要素である。日野［2009］では，空間的・時間的普及性に注目し，被害原因を３つに整理している。第１に，「特殊行為」であり，第２に，「特定行為」であり，第３に，「普遍行為」である。もっとも普及性の高い原因が，普遍行為である。これは，特殊なあるいは例外的な生産でも消費でもない，企業および消費者の普段の行為そのものをさす。普段の行為であるため，種類も量も多様である。日野［2009］は，そうした活動の具体例として，現状においては「温室効果ガスの排出活動」があるのみであると述べる。

以上の議論にもとづけば，本稿が注目する環境物品とは，「温室効果ガスの排出活動への対応に資する品目」になる。

２．仮説的な見解：知識の応用と悪用

前節では，種類および量が多様に存在する環境物品は，「その消費あるいは生産の機会も多様であり，誘発を生じさせやすい」と記した。本節で，より詳しく論じていく。

そもそも，この論は，次の２つの仮説にもとづいている。第１の仮説は，ある環境物品の消費および生産によって得られた知識は，同一の環境問題への対応には応用しやすいが，他の環境問題への対応には応用しづらい。たとえば，ある省エネ機器の消費によって得られた知識は，他の省エネ機器の活用に応用されるが，工場排水に含まれる汚染物質をカットするための濾過器の消費には応用されない。第２の仮説は，相反する仮説を想定しなければならない。①として，同一の環境問題への合理的な行動は，他の合理的な行動を「誘発」する（応用効果）。②として，同一の環境問題への合理的な行動は，他の非合理的な行動を正当化してしまう（悪用効果）。環境物品の消費および生産によって得られた知識が，正しく応用されれば，環境負荷の低減が実現され，また新たな知識の形成のきっかけとなる。しかし，環境物品の消費および生産が免罪符となり，環境負荷の高い他の活動を生じさせてしまうかもしれない。

以下では思考実験になってしまうが，本稿の内容をより明確化するために，あえて記しておきたい。なお，議論をシンプルにするために，消費のみに注目する。

ある消費者が，CO_2対策のために，省エネ機器であるサーキュレーターを導入したとする。サー

[31] Jha［2008］が指摘する通り，環境物品の範囲と（途上国が抱える）環境問題の関係は明確でない。ただし，環境問題にはさまざまな性質のものがあるため，環境物品貿易ですべてに対処するのは容易でない。したがって，環境問題を整理し，環境物品貿易による高い効果を期待できる問題を明確化することは，意味ある作業といえる。

キュレーターとは，部屋の空気を循環させるものであり，エアコンによる消費電力を抑える作用をもつ。サーキュレーターの角度如何によって，その効果は違ってくる。したがって，消費者は，部屋の空気の循環を想定し，一番良い設定角度を模索しなければいけない。このような設定角度と設定温度の関係の検討は，消費者に節電に関する合理的な行動を実施させるための知識の形成のきっかけになると考えられる。

仮説2-①のケースでは，サーキュレーターの消費を通じて形成された知識は，他の製品の消費の仕方を変化させる行動を「誘発」する。具体的には，使用していないプリンターや要らない照明の電源等を切ることである。さらに，これらの消費自体が，当該主体に新たな知識の形成のきっかけになる可能性をもつ。

しかし，仮説2-②のケースでは，対照的に，サーキュレーターの消費が「非合理な行動の実施」に根拠を与えてしまう。たとえば，エアコンの消費電力を下げることに成功したことを免罪符として，不要な家電の追加的な使用をしてしまうケースである。

どちらの仮説が強く支持されるのかは，実証によって確認されなければならない。ただし，たとえ仮説2-②のような効果が生じてしまうケースであっても，日野［2012］が述べた通り，当該主体への環境教育や指導等が適切に行われれば，事態を抑制できるかもしれない。

３．品目案の提案

以上の議論を踏まえたうえで，改めて，特定化候補として取り扱うべき品目案（あるいは自由化を優先すべき品目）を考えてみたい。

上記でも触れたように，「温室効果ガスの排出活動への対応に資する品目」である。この提案自体は目新しいものではない。上述の通り，World Bank リスト，ESCAP リスト等が存在しており，「A2リスト」にも２割程度であるが含まれていた。

本稿では，これらの品目案の合理的な根拠を確認すると同時に，内容の一層の充実を期待したい。具体的には，日本が提案した「省エネ機器」の特定化（と自由化の加速）である。ただし，この提案に関しては，①実務上の基準作りが難しい点，および②日本の輸出利益に主眼を置いた提案であるとして途上国を中心に反発があった（ICTSD, Environmental Goods Attract Renewed Engagement at WTO, 2010）。しかし，本稿で検討した通り，環境物品貿易の目的から判断して正当な提案であり，利用の機会が多く，「誘発」を期待しやすい。また実務上の基準は，地球温暖化問題への対応にあわせて，本来作られるべきものである[32]。環境物品貿易の自由化をめぐっては，当初，EU の提案に，自由化をめぐる新たな基準作りに関する論点があった[33]。基準作りが容易でないことは自明であるが，外部基準の活用や HS 分類の一層の充実をはかるための働きかけも積極的に検討・実行されるべきであろう。

---

[32] たとえば，CDMでも同様の問題がある。なお，日本は，WTO資料（TN/TE/W/75/Add.1）にて，判断基準に関するアイデアを提示している。

[33] 詳しくは，日野［2005］を参照。

Ⅴ. むすび

本稿では，APEC 合意の内容を検討し，リスト案作成のための特定化に関する見解を提示した。考察の結果，第１に，APEC 合意の残された課題とは，①環境物品貿易を広い文脈を位置づける一方でその効果に関する議論は低調であった点，②「A2リスト」を合意したものの，リスト案作りのための判断基準は不問にされたままであった点である。第２に，環境物品貿易の自由化効果は「誘発」を通じた資源の増大であることを明確にした後，「誘発」を期待しやすい「温室効果ガスの排出活動への対応に資する品目」を特定化すべきであるとの見解を示した。

本稿の特定化に関する見解は，実践的な提案であり，かつ，従来の議論を補完しそして不足点を明確化するものである。くわえて，非市場的手段との連携に関してインプリケーションを与えるものでもある。なお，本稿の見解は，検証されるべき仮説にもとづいている。今後，成果のより一層の充実が期待される環境物品貿易研究に求められるものは，検証結果はもちろんのこと，まずは検証可能な多くの仮説であると考えられる。

最後に，今後の課題を述べる。第１に，仮説の検証である。本文でも述べた通り，「誘発」の有無および誘発の程度，あるいはそれらの国別の傾向に関する，実証が求められる。検証は，マクロデータよりもミクロデータの充実によってなされるべきである。しかし，データの制約等の問題を考慮すれば，第一次接近として，代表的個人を想定したマクロデータの検討にも意義が確認されるだろう。そして，この検証は FDI との関係性についても，一定の知見を提示するであろう。第２に，自由化に関する検討および政策提言である。環境物品は特定化された後，一定のルールにしたがって自由化される。本稿では，論点の拡散を防ぐために考察を省略したが，自由化方法は主要国の対立がとくに激しい点でもある。

（付記）本稿は，日本生命財団研究助成（平成26年度環境問題研究助成）「環境物品貿易による環境技術の国際的普及に関する実証研究」の成果の一部である。

付表１　OECD・「A1リスト」の HS コード比較

	総HSコード	処理後
OECDリスト	161	121
A1リスト	109	104(49)
共通コード	54	

注）APEC リストの括弧内の数は，ex-out で特定化されている品目数を表している。
出所）日野［2008］の表3-3を一部修正

参考文献

APEC［2012a］“APEC Environmental Goods and Services Work Program,” 2012/SOM2/MAG/005, Singapore.

APEC［2012b］“2012 Leaders' Declaration, Vladivostok Declaration- Integrate to Grow, Innovate to Prosper,” http://www.apec.org/Meeting-Papers/Leaders-Declarations/2012/2012_aelm.aspx.

Araya, M.［2003］“WTO Negotiations on Environmental Goods and Services: Maximizing Opportunities？” http://www.ong-omcmexico.org.mx/WebPage/web/doctos/GETS4.pdf.

Arrow, K.J.［1974］*The Limits of Organization*, W.W. Norton, New York（村上泰亮訳［1976］『組織の限界』岩波書店）

Carpemtier, C.L., Gallagher, K.P. and Vaughan, S.［2005］“Environmental Goods and Services in the World Trade Organization,” *Journal of Environment & Development*, 14（2）:225-251.

Chaytor, B.［2002］“Negotiating Further Libezalization of Environmental Goods and Services: An Exploration of the Terms of Art,” *Review of European Community & International Environmental law*, 11（3）, 287-297.

Helfat, C.E., Finkelstein, S., Mitchell, W., Peteraf, M., Singh, H., Teece, D. and Winter, S.G.（eds.）［2007］*Dynamic Capabilities: Understanding Strategic Change in Organizations*, Blackwell, Oxford（谷口和弘・蜂巣旭・川西章弘訳［2010］『ダイナミック・ケイパビリティー組織の戦略変化－』勁草書房）.

Hirschman, A.O.［1958］The Strategy of Economic Development, Yale University Press, new Haven（小島清監修・麻田四郎訳［1961］『経済発展の戦略』巌松堂出版）.

Jha, V.［2008］Environmental Priorities and Trade Policy for Environmental Goods: A Reality Check, Issue Paper 7, Geneva.

Khatum, F.［2010］“Trade Negotiations on Environmental Goods and Services in the LDC Context,” Geneva.

LaFleur, M.［2011］“The Liberalization of environmental goods and services: Overview and implication for Latin America and the Caribbean,” Serie Comercion Internionl 111, Santiago.

Mill, J.S.［1909（1848）］*Principles of Political Economy, with some of their Applications to Social Philosophy*, Longmans, Green and Co., London（末永茂喜訳［1959-1963］『経済学原理（全５巻）』岩波文庫）.

Neumayer, E.［2001］*Greening Trade and Investment: Environmental Protection Without Protection*, Earthscan, London.

Nurkse, R.［1953］*Problems of Capital Formation in Undeveloped Countries*, Basil Blackwell, Oxford（土屋六郎訳［1966］『後発諸国の資本形成（改訂版）』巌松堂出版）.

OECD［1996］*The Global Environmental Goods and Services Industry*, Paris.

OECD［2002］*Towards Sustainable Household Consumption? Trends and Policies in OECD Countries*, Paris.

Ratnayaka, R., Proksch,.M. and Mikic, M.（eds.）［2011］*Climate-smart Trade and Investment in Asia and the Pacific: Towards a Triple-win Outcome, Studies in Trade and Investment 73*, Bangkok.

Shannon, C.E. and Weaver, W.［1949］*The mathematical theory of communication*, University of Illinois Press, Urbana（長谷川淳・井上光洋訳［1969］『コミュニケーションの数学的理論-情報理論の基礎-』明治図書）.

Steenblik, R.［2005］“Environmental Goods: A Comparison of the APEC and OECD Lists,” in OECD, *Trade that Benefits the Environment and Development: Opening Markets for Environmental Goods and Services*, Paris.

Tao, H. and Liping, L., at al.［2010］“Survey on APEC Trade Liberalization in Environmental Services,” APEC Group on Services APEC Committee on Trade and Investment 2010, Singapore.

UNCTAD［2003］“Environmental Good: Trade Statistics of Developing Countries,” UNCTAD/TD/B/COM1/EM.21/CRP.1, Geneva.

Vossenaar, R.［2013］“The APEC List of Environmental Goods: An Analysis of the Outcome & Expected Impact,” Issue Paper 18, Geneva.

Vossenaar, R. and Jha, V. [2011] “Technology Mapping of the Renewable Energy, Buildings, and Transport Sectors: Policy Drivers and International Trade Aspects,” Issue Paper 12, Geneva.

Wind, I. [2008] “HS Codes and the Renewable Energy Sector,” Geneva.

World Bank [2008] *International Trade and Climate Change: Economic, legal and institutional Perspective*, Washington DC.

Xianqiang, M. [2012] “Some consideration for the APEC list of environmental goods,” 2012/SOM1/CTI/TPD2/010, Singapore.

吾郷伊都子 [2013]「環境物品自由化で輸出拡大へ」『ジェトロセンサー』4:58-59.

岡本次郎（編著）[2001]『APEC 早期自由化協議の政治過程』アジア経済研究所.

科学技術庁資源調査会 [1961]『日本の資源問題』資源協会.

佐々木隆生 [2010]『国際公共財の政治経済学－危機・構造変化・国際協力－』岩波書店.

日野道啓 [2004]「EGS の自由化交渉に関する一考察－環境物品を中心に－」『経済論究（九州大学大学院）』120:149-164.

日野道啓 [2005]「環境物品の自由化交渉の争点の構造と WTO の位置付け」『九州経済学会年報』43:139-144.

日野道啓 [2008]「現代の環境問題と国際的な環境政策－「市場創造および拡大」政策の意義と成果－」九州大学大学院経済学府経済システム専攻博士学位論文:1-177 .

日野道啓 [2009]「現代の環境問題と市場的手段の意義－普遍的環境問題とその対策－」『経済学研究』76（1）:147-170.

日野道啓 [2011]「環境物品交渉の性質と構図－気候変動問題への貢献をめぐって－」『日本貿易学会年報』48:91-99.

日野道啓 [2012]「環境物品貿易の自由化効果に関する再考－諸概念の整理 と仮説的検討－」『九州経済学会年報』50:113-118.

日野道啓 [2013]「環境物品貿易と非市場的手段の意義－非関税障壁への対応をめぐる提案に注目して－」『九州地区国立大学教育系・文系研究論文集』1（1）:1-14.

松村敦子 [2013]「APEC における環境物品貿易1・2－ウオジオストク合意の意味とその影響について－」『貿易と関税』61（3）, 61（4）:22-32, 58-62.